⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　供給期間　平成24年４月１日から平成27年３月31日
⑸　需要場所　広島支局
⑹　今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期　なし
⑺　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においても単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、造幣局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価について、下記の㈠及び㈡の合計額を入札書に記載するものとする。㈠消費税が課税となるものについては、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の105分の100に相当する金額
㈡消費税が非課税又は不課税となるものについては、見積もった価格
２　競争参加資格
⑴　造幣局契約事務規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人造幣局競争参加資格「物品の販売」の「A」又は「B」に格付けされ競争参加資格を有する者であること。
⑶　造幣局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
⑹　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑺　３⑶に定める入札説明会に参加した者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒731―5128 広島市佐伯区五日市中央６―３―１独立行政法人造幣局広島支局経理管財課契約担当　藤原　栄　電話082―922―1759
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年１月26日13時30分　造幣局広島支局会議室
⑷　入札書の受領期限　平成24年２月16日16時
ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年２月17日13時30分　造幣局広島支局会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札の保証及び契約の保証　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　造幣局契約事務規程第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of the procuring entity : Yuji Eguchi, Executive Director, Japan Mint
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Japan Mint (Hiroshima Branch) Scheduled contract volume of electricity : 6,000kW. Estimated volume of electricity from 1 April, 2012 to 31 March, 2015 : 40,230,000kWh
⑷　Delivery period : From 1, April, 2012 through 31, March, 2015
⑸　Delivery place : Hiroshima Branch
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　do not come under Article 4 and 5 of the Japan Mint Contract Procedure Rules.
②　have obtained Grade A or B from Japan Mint in the category of “Selling of products” in the qualification for participating in tendering procedures for the fiscal years of 2010, 2011 and 2012.
③　are not being recognized as an unsuitable one to make a contract with, due to the violation of the contract with Japan Mint including its branches in the past.
④　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law.
⑤　fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.
⑥　be a person who took a grant of the tender manual.
⑦　Participated in bid briefing session.
⑺　Time-limit for tender : 4 : 00 p.m. 16, Februry 2012
⑻　Contact point for this notice : Hisashi Fujihara, Contract Unit, Accounts Division, Hiroshima Branch, Japan Mint, 6―3―1, Itukaichi-chuo Saeki-ku, Hiroshima 731―5128 Japan TEL 082―922―1759

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年12月26日
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
平野　眞一
◎調達機関番号　594　◎所在地番号　13
○第２号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　情報システム管理運用業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成24年４月１日から平成26年３月31日
⑸　履行場所　独立行政法人大学評価・学位授与機構
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人大学評価・学位授与機構の契約規則第４条及び第５条の規程に該当しない者であること。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成23年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
⑶　独立行政法人大学評価・学位授与機構の契約規則第６条の規程に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構長が定める資格を有する者であること。
⑷　独立行政法人大学評価・学位授与機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒187―8587 東京都小平市学園西町１―29―１　独立行政法人大学評価・学位授与機構管理部会計課契約係　内間　邦夫　電話042―307―1526
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成24年２月15日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成24年３月１日15時00分　独立行政法人大学評価・学位授与機構　小平本館　208会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人大学評価・学位授与機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。